

第96回

定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催
場所

大阪市西区西本町1丁目13番25号
当社本社9階ホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

決議
事項

- 第1号議案 **取締役**（監査等委員である取締役を除く）
7名選任の件
- 第2号議案 **補欠の監査等委員である
取締役1名選任の件**
- 第3号議案 **当社株式の大規模買付行為に関する
対応策（買収防衛策）継続の件**

INDEX

■ 第96回定時株主総会招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	6
■ 事業報告	37
■ 連結計算書類	58
■ 計算書類	60
■ 監査報告書	62

株主総会にご出席の皆様へのお弁当、お土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株主の皆様へ



株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

2025年3月期の事業年度においては、経済活動が正常化に向かう中で、緩やかな回復局面を迎えましたが、原材料価格の上昇や中国市場の需要低迷、為替の変動が企業業績に大きく影響しました。また、日本国内においては、度重なる自然災害の発生や、生活必需品をはじめとする物価の高騰といった環境変化もあり、景況を下押しするリスクが高まりました。

このような環境の下、当社事業が関係する業界における在庫調整の長期化等の影響もあり、当該事業年度の業績は前年度に届かなかったものの、厳しい経営環境下にあっても、これまで中長期経営計画「NEW C.C.J 2200」の施策を愚直に進めてきたこともあり、お客様、仕入れ先様のご支援を受けて、一定の業績を確保する基盤づくりに結び付けることができました。

当期においても、地政学リスクや米国政権の関税政策を巡る各種国際的な不安材料が残り、不透明で厳しい経済状況は続くものと思われませんが、2026年3月期を最終年度とする「NEW C.C.J 2200」の着実な推進により、次なる成長に向けて邁進してまいります。

引き続きグループ社員一同一層奮闘してまいりますので、株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2025年6月

To Our Shareholders

代表取締役社長 布山 尚伸

大阪市西区西本町1丁目13番25号

株式会社 **立花エレテック**

代表取締役社長 布山尚伸

第96回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第96回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の株主総会参考書類等（議決権行使書用紙を除く）の内容である情報（電子提供措置事項）は、電子提供措置をとっており、インターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、次頁に記載のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合の議決権行使は、インターネットまたは書面により行うことができます。お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において賛否を入力されるか、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、いずれかの方法により、2025年6月25日（水曜日）午後5時45分までに到着するよう議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2025年6月26日（木曜日）午前10時	
2. 場 所	大阪市西区西本町1丁目13番25号 当社本社9階ホール （末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）	
3. 目的事項	報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 第96期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 第96期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
	決議事項	第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件 第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第3号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件
4. 議決権行使について	4頁の【議決権の行使に関するご案内】をご参照ください。	

以 上

【当社ウェブサイト】

<https://www.tachibana.co.jp/>

(上記ウェブサイトへアクセスのうえ、「投資家情報」、「株式について」、「株主総会情報」の「第96回定時株主総会」よりご確認ください。)



【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「立花エレクトック」または「コード」に「8159」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/P R 情報」の順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」よりご確認ください。)



- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ◎ その他、株主様へのご案内事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tachibana.co.jp/>) に掲載させていただきます。当社ウェブサイトより適宜最新情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

議決権の行使に関するご案内

当日ご欠席の場合



①インターネットによる議決権行使の場合

議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2025年6月25日（水曜日）午後5時45分まで

⇒ インターネットによる行使方法のご案内は次頁をご参照ください。



②郵送（書面）による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限 2025年6月25日（水曜日）午後5時45分必着

■ ご送付いただいた議決権行使書の各議案に賛否の表示がない場合は、賛の表示があるものとして取り扱います。

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
なお、お手数ながら議事資料として本招集ご通知をお持ちください。

開催日時 2025年6月26日（木曜日）午前10時

■ 当日の受付開始は、午前9時を予定しております。

本招集ご通知に関する事項

1.書面交付請求による交付書面に関する事項

次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は、次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- | | |
|--------------------------|------------------------|
| ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」 | ② 事業報告の「会社の支配に関する基本方針」 |
| ③ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」 | ④ 連結計算書類の「連結注記表」 |
| ⑤ 計算書類の「株主資本等変動計算書」 | ⑥ 計算書類の「個別注記表」 |

2.電子提供措置事項を修正する場合

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）に掲載させていただきます。

当社ウェブサイト（<https://www.tachibana.co.jp/>）

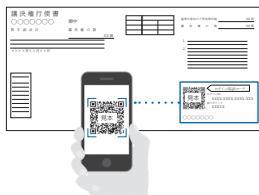
インターネットによる議決権行使のご案内

1. 議決権行使ウェブサイト及びパスワード等について

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

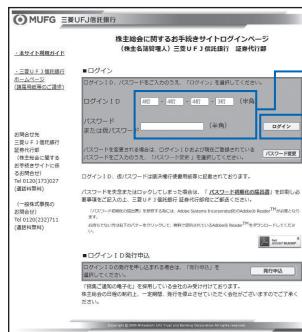
- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

2. インターネットによる重複行使について

- (1) インターネット及び議決権行使書により二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効といたします。
- (2) インターネットによって議決権行使が複数回行われた場合は、最後に行われた議決権行使を有効といたします。

3. インターネットによる議決権行使に関するお問合せ先（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部

電話	0120-173-027 (通話料無料)
受付時間	午前9時から午後9時まで

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位、担当	取締役会の出席状況
1	ぬの やま ひさ のぶ 布山 尚伸 重任	代表取締役社長 社長執行役員 MS事業担当、海外事業担当	12回/12回 (100%)
2	たか み さだ ゆき 高見 貞行 重任	取締役 専務執行役員 半導体デバイス事業担当	12回/12回 (100%)
3	なん もと たか し 南本 隆史 新任	常務執行役員 F A システム事業担当兼本社拠点担当、工事安全管理室副室長(本社)	—
4	まつ うら よし のり 松浦 良典 重任	取締役 執行役員 管理部門担当兼グローバル戦略室長、工事安全管理統制室副室長	12回/12回 (100%)
5	つじ かわ まさ と 辻川 正人 重任 社外 独立	社外取締役	12回/12回 (100%)
6	つじ たか お 辻 孝夫 重任 社外 独立	社外取締役	12回/12回 (100%)
7	ごん どう よし かず 権藤 義一 重任 社外	社外取締役	8回/8回 (100%)

(注) 権藤義一氏の取締役会の出席状況は、2024年6月26日就任後のものであります。

取締役候補者

候補者番号

1

ぬの やま ひさ のぶ

布山尚伸

(1961年7月11日生)

重任

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1984年4月 当社入社
- 1995年4月 TACHIBANA SALES (HONG KONG) LTD. Managing Director
- 2002年11月 TACHIBANA SALES (HONG KONG) LTD. Managing Director
- TACHIBANA SALES (SHANGHAI) LTD. Managing Director
- 2007年4月 TACHIBANA OVERSEAS HOLDINGS LTD. Managing Director
- TACHIBANA SALES (HONG KONG) LTD. Managing Director
- TACHIBANA SALES (SHANGHAI) LTD. Managing Director
- 2010年6月 当社執行役員
TACHIBANA OVERSEAS HOLDINGS LTD. Managing Director
- 2014年4月 当社常務執行役員 海外事業・半導体デバイス海外担当
TACHIBANA OVERSEAS HOLDINGS LTD. Managing Director
- 2016年4月 当社常務執行役員 東京支社長、東京支社拠点担当、
海外事業担当
- 2016年6月 当社取締役 常務執行役員 東京支社長、東京支社拠点担当、
海外事業担当
- 2020年4月 当社取締役 常務執行役員 東京支社長兼東京管理部長、
東京支社拠点担当、海外事業担当
- 2022年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 MS事業担当、海外事業担当(現任)



■ 所有する当社の株式の数 61,548株

■ 取締役会への出席状況 100% (12回中全てに出席)

取締役候補者とした理由等

布山尚伸氏は、代表取締役社長として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。東南アジアでの海外経験を経て、中国市場の開拓に向けて香港に移り、海外子会社を統括する持株会社 TACHIBANA OVERSEAS HOLDINGS LTD. を設立。そのManaging Directorとして海外子会社と傘下の拠点を統括し、豊富な国際経験を存分に発揮して業容の拡大に尽力すると共に、東京支社長時代には支社の業績を大きく伸長させるなど、当社において国内外の当社グループの経営戦略を担うための豊富な実績と経験を有しており、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に尽力してまいりました。従って、当社グループの次の100年に向けた成長戦略を推進できる人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1980年 4月 当社入社
- 1996年 4月 TACHIBANA SALES (SINGAPORE) PTE., LTD.
Managing Director
- 2000年 4月 当社半導体デバイス本部半導体一部長
- 2006年 6月 当社半導体第三本部長
- 2009年 4月 当社ルネサス・三菱半導体デバイス統括本部長
- 2010年 6月 当社執行役員 ルネサス・三菱半導体デバイス統括本部長
- 2012年 4月 当社執行役員 国内半導体デバイス担当
- 2014年 4月 当社常務執行役員 半導体デバイス国内担当
- 2016年 4月 当社常務執行役員 半導体デバイス事業担当
- 2016年 6月 当社取締役 常務執行役員 半導体デバイス事業担当
- 2017年 4月 当社取締役 専務執行役員 半導体デバイス事業担当（現任）



■ 所有する当社の株式の数 68,583株

■ 取締役会への出席状況 100%（12回中全てに出席）

取締役候補者とした理由等

高見貞行氏は、取締役専務執行役員として、半導体デバイス事業を統括しております。入社以来、半導体及び電子デバイスの事業に従事し、シンガポール現地法人のManaging Directorを歴任するなど国内外で豊富な経験を有しております。

同氏は、事業環境の変化が激しい半導体業界において、同事業の知見をもって日系半導体デバイスのみならず外資系半導体ビジネスを伸長させ、近年では八洲電子ソリューションズ株式会社の当社子会社化を実現させました。国内外一体となったグローバルな半導体事業を牽引して業績を飛躍的に向上させており、取締役としての資質を十分に備えている適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

なん もと たか し

南 本 隆 吏

(1969年9月10日生)

新任

■ 略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1993年4月 当社入社

2013年4月 当社F A第四本部F Aシステム一部長

2015年4月 当社名古屋支社F A第六本部名古屋F Aシステム一部長

2020年4月 当社F A事業企画室長兼F Aソリューション推進部長

2021年7月 当社F Aシステム戦略事業長兼F A事業企画室長、F Aシステム部
営業部長

2022年4月 当社執行役員 F Aシステム戦略事業部長兼F Aシステム本部長

2022年6月 当社執行役員 F Aシステム事業本部長兼F Aシステム戦略事業部長、
F Aシステム本部長

2023年4月 当社執行役員 F Aシステム事業本部長兼F Aシステム戦略事業部長

2025年4月 当社常務執行役員 F Aシステム事業担当兼本社拠点担当、工事安全
管理室副室長(本社) (現任)



■ 所有する当社の株式の数 12,305株

■ 取締役会への出席状況 —

取締役候補者とした理由等

南本隆吏氏は、常務執行役員として、F Aシステム事業を統括しております。入社以来、F A機器分野及びF Aシステム分野における営業と事業戦略構築の業務に従事し、事業の業容拡大に尽力してまいりました。

同氏は、お客様のニーズに最適なシステムソリューションを構築することで製造現場の課題解決を実行するための施策として、M2M (Machine to Machine) ビジネスや、システムビジネス、ロボットビジネス、3Dプリンタービジネスの拡大に尽力しております。また、グループ各社の強みを活かした提案力強化を主導するなど、取締役としての資質を十分に備えている適切な人材と判断し、このたび取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

まつ うら よし のり
松 浦 良 典

(1962年4月21日生)

重任

**■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）**

- 1985年4月 当社入社
- 2003年4月 当社経営企画本部経営企画部長
- 2010年4月 当社経営企画本部長兼経営企画部長
- 2015年4月 当社管理本部長
- 2016年4月 当社執行役員 管理本部長
- 2019年4月 当社執行役員 経営戦略室長
- 2020年4月 当社執行役員 管理部門担当兼経営戦略室長
- 2023年4月 当社執行役員 管理部門担当
- 2023年6月 当社取締役執行役員 管理部門担当
- 2025年4月 当社取締役執行役員 管理部門担当兼グローバル戦略室長、工事安全管理統制室副室長（現任）

■ 所有する当社の株式の数 16,729株**■ 取締役会への出席状況** 100%（12回中全てに出席）**取締役候補者とした理由等**

松浦良典氏は、取締役執行役員として、管理部門の業務全般を統括しております。入社以来、主にスタッフ部門に従事し、管理本部長や経営戦略室長を歴任するなど管理分野の領域において豊富な経験を有しております。

同氏は、中長期経営計画の策定や、コーポレートガバナンス・コードの対応など経営の重要課題への取り組みを通して当社の経営管理の推進やガバナンス体制の向上に貢献しており、取締役としての資質を十分に備えている適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

つじ かわ まさ と
辻川 正人

(1958年1月31日生)

重任 社外 独立

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1985年11月 司法試験合格
- 1988年4月 大阪弁護士会登録
- 1988年4月 関西法律特許事務所入所
- 1994年1月 関西法律特許事務所 パートナー
- 2004年12月 弁護士法人関西法律特許事務所 社員パートナー
- 2007年6月 当社取締役（現任）
- 2019年6月 宮地エンジニアリンググループ株式会社 社外監査役
- 2021年6月 同社社外取締役（監査等委員）（現任）
- 2024年1月 弁護士法人関西法律特許事務所 パートナー（現任）



■ 所有する当社の株式の数 0株

■ 在任年数 18年（本総会最終時）

■ 取締役会への出席状況 100%（12回中全てに出席）

■ 社外取締役候補者とした理由等

辻川正人氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士法人関西法律特許事務所の社員パートナーとしての豊富な専門的知識・経験を活かした法律面からの幅広い助言・提言は、経営の透明性・遵法性確保につながるものと考え、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

なお、当社は同事務所と法律顧問契約を締結しておりますが、その取引額は連結売上高の0.01%未満であり、一般株主との利益相反を生じさせる恐れがないと判断し、同氏を東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として同取引所に届け出ております。

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1973年4月 日商岩井株式会社（現、双日株式会社）東京本社入社
- 1999年6月 日商エレクトロニクス株式会社 取締役
- 2001年6月 同社常務取締役
- 2002年6月 同社代表取締役社長
- 2009年6月 同社取締役会長
- 2010年7月 双日株式会社 機械部門顧問
- 2013年6月 株式会社JVCケンウッド 社外取締役
- 2014年5月 同社代表取締役社長 執行役員 最高執行責任者、最高リスク責任者、最高革新責任者
- 2016年6月 同社代表取締役社長 執行役員 最高経営責任者
- 2018年4月 同社代表取締役会長 執行役員 最高経営責任者
- 2019年4月 同社代表取締役会長
- 2019年6月 デクセリアルズ株式会社 社外取締役
- 2021年11月 当社特別顧問
- 2022年6月 当社取締役（現任）
- 2022年6月 フィード・ワン株式会社 社外取締役（現任）
- 2022年6月 株式会社シンニッタン 社外取締役（監査等委員）（現任）
- 2022年12月 富士ソフト株式会社 社外取締役（現任）

■ 所有する当社の株式の数 2,400株

■ 在任年数 3年（本総会終結時）

■ 取締役会への出席状況 100%（12回中全てに出席）

社外取締役候補者とした理由等

辻孝夫氏は、上場企業の代表者として会社経営に関する豊富な経験・知識を持たれており、また、技術者としての専門的な知見と国際経験も有しており、客観的、専門的な視点から当社の経営へ有用な助言・提言をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

なお、同氏は東京証券取引所の定める独立性の基準を満たしているため、一般株主と利益相反関係の生じる恐れがないため、「独立役員」として同取引所に届け出ております。



候補者番号

7

ごん どう よし かず

権 藤 義 一

(1968年6月4日生)

重任

社外

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1992年4月 三菱電機株式会社入社
- 2021年4月 同社中国支社事業推進部長
- 2024年4月 同社関西支社事業推進部長（現任）
- 2024年6月 当社取締役（現任）

■ 所有する当社の株式の数 0株

■ 在任年数 1年

■ 取締役会への出席状況 100%（8回中全てに出席）



社外取締役候補者とした理由等

権藤義一氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、三菱電機株式会社に入社以来、通信システム部や事業推進部を歴任され、現在は同社の関西支社事業推進部長として活躍されております。当社と異なる社外の視点から意見を述べることで当社の経営の合理性・透明性を高め、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

なお、三菱電機株式会社は、会社法施行規則第2条第3項第19号ロに定める当社の特定関係事業者（主要な取引先）であり、同氏は同社の業務執行者であります。

- (注)
- 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 辻川正人氏、辻孝夫氏及び権藤義一氏は、社外取締役候補者であります。
 - 社外取締役との責任限定契約について
当社は、辻川正人氏、辻孝夫氏及び権藤義一氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令が定める額のいずれか高い額であります。
 - 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の締結について
当社は、取締役らが過大な損害賠償責任を負うことで経営判断に際して委縮しないように、役員等賠償責任保険（D&O保険）に加入しております。当社は、取締役全員を被保険者とする総支払限度額20億円の会社役員等賠償責任保険契約を東京海上日動火災保険株式会社と締結しております。なお、当該保険の保険料につきましては、取締役会の承認及び社外取締役全員の同意を踏まえ、会社負担としております。
 - 「所有する当社の株式の数」には、持株会の持分が含まれております。
 - 当社は、辻川正人氏及び辻孝夫氏を東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として届け出ております。

■取締役（監査等委員である取締役を含む）のスキル・マトリックス

第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件」が承認可決された場合、各取締役が保有しているスキルは以下のとおりとなります。

氏名	経営	営業・マーケティング	技術	グローバル	ガバナンス	財務・会計	法務・コンプライアンス	人事・人材開発
取締役	布山尚伸	●	●	●	●	●	●	●
	高見貞行	●	●	●	●		●	●
	南本隆史		●	●		●	●	
	松浦良典					●	●	●
	辻川正人	●				●	●	
	辻 孝夫	●	●	●	●	●	●	●
	権藤義一		●			●	●	
取締役 (監査等委員)	飯島 誠				●	●	●	
	大谷康弘	●				●		
	塩路広海	●				●	●	

(注) 各取締役のスキル評価は、経験上保有しているスキル及び現在の役割に照らして発揮を期待しているスキルに●を入れております。

第 2 号 議案 補欠の監査等委員である取締役 1 名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役 1 名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

補欠の監査等委員である取締役候補者

き だ み の る
木 田 稔 (1970年7月30日生)

■ 略歴（重要な兼職の状況）

- 1993年10月 太田昭和監査法人（現、E Y 新日本有限責任監査法人）入所
- 2004年 1 月 公認会計士・税理士 木田事務所 所長（現任）
- 2006年12月 監査法人グラヴィタス 最高経営責任者・代表社員（現任）
- 2019年 3 月 オプテックスグループ株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）
- 2024年 6 月 京セラ株式会社 社外監査役（現任）

■ 所有する当社の株式の数 0 株

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由等

木田稔氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士と税理士の資格を持ち、会社財務・法務に精通しておられることから、その豊富な専門的知識・経験を活かした助言・提言は、経営の透明性・遵法性確保につながるものと考え、社外の監査等委員に就任された場合は、その職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- (注) 1. 木田稔氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 木田稔氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 木田稔氏との責任限定契約について
当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、木田稔氏が監査等委員である取締役に就任された場合は、社外取締役として損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令が定める額のいずれか高い額であります。
4. 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の締結について
当社は、取締役らが過大な損害賠償責任を負うことで経営判断に際して委縮しないように、役員等賠償責任保険（D&O保険）に加入しております。当社は、取締役全員を被保険者とする総支払限度額20億円の会社役員等賠償責任保険契約を東京海上日動火災保険株式会社と締結しております。なお、当該保険の保険料につきましては、取締役会の承認及び社外取締役全員の同意を踏まえ、会社負担としております。
木田稔氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、就任後被保険者になります。

第3号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、2022年6月29日開催の第93回定時株主総会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」という。）の継続更新について株主の皆様にご承認をいただいておりますが、今般承認期限を迎えることから、2025年5月23日開催の取締役会で本プランを継続することを決議いたしました。

本プランにつきましては、本総会において株主の皆様のご承認が得られること及び導入後の具体的な運用が適正に行われることを条件として、当社監査等委員全員から継続に賛成との意向を得ております。

なお、当社の大株主の状況は、別紙4に記載のとおりですが、20%以上保有する株主は存在しておりません。また、本日現在、大規模買付者より当社取締役会に対して、大規模買付行為に関する提案を受けている事実はありません。

つきましては、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

本プランとは、**特定株主グループ【注1】の議決権割合【注2】を20%以上とすることを目的とする当社株式等【注3】の買付行為**、または、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株式等の買付行為（以下、このような買付行為を「**大規模買付行為等**」といい、大規模買付行為等を行うものを「**大規模買付者**」という。）に関する対応策であります。ただし、取締役会が同意した大規模買付行為は除きます。

I. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社の株式は、株主の皆様及び投資家の皆様による自由な取引に委ねられているため、当社の財務及び事業の方針は、最終的には株主の皆様に基づいて決定されることを基本としております。したがって会社の支配権の移転を伴う当社株式の大規模買付提案に応じるか否かの判断も、それが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであればこれを否定するものではありません。

ただし、事前に取締役会の賛同を得ずに行われる当社株式の大規模買付行為や買付提案の中には、以下のようなリスクを含むものも少なくないと想定されます。

- ①株主の皆様ご意思に反して株式の売却を事実上強制するおそれがあるもの
- ②株主の皆様にご大規模買付提案の内容の検討や代替案を検討するために、必要かつ十分な時間や情報を提供しないもの
- ③当社の企業価値ひいては株主の皆様ご共同の利益を毀損するおそれがあるもの

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値の源泉及び当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様

様の共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならぬと考えておりますので、当社の企業価値、ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない大規模買付を行う者には、必要な対抗措置を採る必要があると考えております。

II. 基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 当社グループの事業特性と企業価値に関する考え方

当社は、1921年の創業以来、三菱電機株式会社の総合代理店としてスタートを切りました。当社が製造する製品の取り扱いをはじめ、高度化・多様化する市場ニーズに対応し、業界の中でも早くから「技術商社」を標榜し、より付加価値の高い製品・システムの提案と提供に努めてまいりました。活動地域も国内にとどまらず、国内で築いた「技術商社」としての地位を、中国・東南アジアを中心とする海外でも確立し、アジアの産業界を支える「確固たる基盤を持った電機・機械・電子・情報の一大技術商社」を目指しております。

また当社が創業100周年を迎えた2021年より中長期経営計画「NEW C.C.J 2200」にグループを挙げて取り組む中で、AI（人工知能）・IoT（モノのインターネット）時代における製造現場の生産性向上を図るべくグループ各社の技術を結集し、ロボットを含む製造ラインや設備機械を機能的に連動させるM2M（機械間通信）ビジネスを強力に推進しております。

当社の企業価値の源泉は、以下の4点にあると考えています。

- ①長年にわたり培ってきた仕入先・お客様をはじめとする各ステークホルダーとの厚い信頼関係
- ②取扱商品についての、高度かつ専門的な知識や深い経験とノウハウ
- ③単に商品を販売するだけでなく、最新の技術・製品情報の提供やさまざまな製品を組み合わせたソリューションの提案力、ハード／ソフト両面での技術サポート、機器の据付・保守・メンテナンスなど、商社の枠を超えた高度なサービスの提供力
- ④活力あふれる企業風土とチャレンジ精神旺盛な人材

当社グループは、これからも最新の技術や価値ある商品、サービス、ソリューションを提供し続けるとともに、優秀な人材の採用と育成、健全かつ透明な経営の実践により、当社及びグループ各社の企業価値、ひいては株主の皆様の共同の利益の向上に努めてまいります。

2. コーポレートガバナンス機能の強化・充実・取組み

当社は、株主、取引先、社員などすべてのステークホルダーの期待に応え、企業価値の向上を図るために、コーポレートガバナンス体制の充実を経営の重要課題のひとつと認識し、透明・公正か

つ効率性の高い経営の実践により、持続的な成長と企業価値の向上を図っております。

また、当社は取締役とは別に、業務執行を司る執行役員を任命し、経営の意思決定・監督機能と業務の執行体制を分離し、効率的な経営・執行体制の確立を図るとともに、複数名の社外取締役を選任し、透明性の高い経営の実現に取り組んでおります。なお、取締役と執行役員の任期は、事業年度毎の経営責任の明確化を図るために1年としております。

さらに、当社の企業価値を正當に評価いただくために、法令に基づく適時開示に加え、決算発表、機関投資家および個人投資家に対する説明会の開催などあらゆる機会をとらえて主体的に情報発信を行っており、今後もより一層、経営の健全性・透明性を向上させるべく、コーポレートガバナンス体制の強化に努めてまいります。

Ⅲ. 本プランの内容 (別紙5「フローチャート」ご参照)

1. 本プランの概要

本プランは、下記①②③の行為が発生することを想定して策定したものです。いずれについても取締役会があらかじめ同意したものは除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問わないものを想定しています。

- ①議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付その他の行為
- ②結果として議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為
- ③上記の①又は②の行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為(ただし、当該特定の株主と当該他の株主の議決権割合が20%以上となるものに限ります。)

上記の提案があった場合に応じるか否か、株主の皆様適切に判断していただくために、下記a.b.c.d.の行動をとるためのルールを定めております。

- a.大規模買付者に事前に大規模買付情報(下記2.(1)B「大規模買付情報の提供要請」において定義します。)の提供を求める
- b.当該大規模買付行為等を評価、検討する
- c.必要に応じて大規模買付者との買付に関する交渉を行う
- d.必要に応じて株主の皆様への代替案の提案等を行うとともに、特別委員会(下記2.(3)A「特別委員会の設置」を参照ください。)の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の無償割当てその他の当該時点において最善と認められる対抗措置を発動する

また、本プランにおいては、取締役会が、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断する場合や、特別委員会が対抗措置発動にあたり株主総会の開催が妥当だと判断した場合、株主総会を開催し、対抗措置発動の是非の判断を株主の皆様の意思に委ねることとしております。

大規模買付者は、大規模買付ルールに従って、取締役会又は株主総会において対抗措置の発動の是非に関する決議が行われるまでは、大規模買付行為等を開始することができないものとします。

2. 大規模買付ルール

(1) 大規模買付者に対する情報提供の要請

A. 買付意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為等を行おうとする場合、まず、取締役会に対して、大規模買付者の氏名又は名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先等の大規模買付者の基本情報、大規模買付者が提案する大規模買付行為等の概要及び大規模買付ルールを遵守する旨の誓約文言等を記載した買付意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）を当社所定の書式により、日本語で提出していただくこととします。

B. 大規模買付情報の提供要請

取締役会は、意向表明書を受領した後10営業日以内に、株主の皆様のご判断及び取締役会としての意見形成のために提供していただく情報（以下「大規模買付情報」といいます。）のリスト（下記①乃至⑥）を大規模買付者に交付し、速やかに当該リストに記載された情報を当社所定の書式にて、日本語で提供していただくこととします。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（特定株式保有者等、利害関係者及び組合・ファンドの場合の各組合員その他の構成員を含みます。以下、同様とします。）の概要（具体的な名称、事業内容、資本構成及び財務内容等を含みます。）
- ② 大規模買付行為等の目的、方法及び内容（対象となる株式等の種類及び数、対価の種類及び価額、実施時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実行の蓋然性並びに大規模買付行為後に当社の株式等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由等を含みます。）
- ③ 大規模買付行為等に際しての第三者との間の意思連絡の有無及び意思連絡がある場合にはその内容
- ④ 大規模買付行為等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定機関の情報、算定に用いた数値情報、及び一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容等を含みます。）
- ⑤ 大規模買付行為等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法及び関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑥ 大規模買付行為等後に意図する当社及び当社グループの事業計画を含む経営方針、資本政策、

配当政策及び財務政策

- ⑦ 大規模買付行為等後における顧客、取引先及び当社従業員等その他当社のステークホルダーに対する対応方針
- ⑧ その他取締役会又は特別委員会が合理的に必要と判断する情報

取締役会は、特別委員会への諮問を経て、大規模買付者から提供された大規模買付情報が、大規模買付者が行おうとする大規模買付行為等の内容等を検討するために不十分であると判断した場合には、大規模買付者に対して、適宜回答期限を定めて追加情報を提供するよう求めることができるものとします。

また、取締役会は、本検討期間（下記(2)「取締役会における大規模買付行為等の検討等」において定義するものとします。）開始後に、大規模買付者が要求した大規模買付情報の前提となる大規模買付行為等を変更した場合には、当該変更後の大規模買付行為等に係る大規模買付情報の提供を求めることができるものとします。

なお、取締役会は、大規模買付行為等の提案があった事実及び大規模買付者から提供された情報が株主の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、適時適切に開示を行います。また、取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと合理的に判断されるときは、その旨並びに下記(2)の「本検討期間」の始期及び終期を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、適時適切に開示を行います。

(2) 取締役会における大規模買付行為等の検討等

取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付者から受領した大規模買付情報及び取締役会が独自に入手した情報等に基づいて、大規模買付者による大規模買付行為等が、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものであるか否かを評価・検討し、必要に応じて大規模買付者との買付条件等に関する交渉、代替案の提案等を行うとともに、対抗措置の発動の是非を検討することとします（以下、当該一連の検討を「本検討」といいます。）。

取締役会は、本検討を行うにあたって、下記(3)「特別委員会の勧告」記載の特別委員会に諮問を行うほか、必要に応じて、取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとします。

また、取締役会は、本検討を行う期間（以下「本検討期間」といいます。）として、大規模買付行為等の内容に応じて、下記a.及びb.の期間を設定し、大規模買付者は、本検討期間が経過するまで（ただし取締役会が下記3.(1)Cのとおり、株主総会の開催を決定した場合については株主総会で対抗措置の発動の是非が決定されるまで）は大規模買付行為等を開始することができないものとします。

- a. 現金のみを対価（円貨）とする公開買付けによる当社株式等の全部買付けの場合
情報提供完了通知を行った日から60日間（初日不算入）
- b. その他の方法による大規模買付行為等の場合
情報提供完了通知を行った日から90日間（初日不算入）

なお、取締役会は特別委員会からの勧告を受け、本検討期間の延長の決議を行った場合には、大規模買付者に対して、本検討期間を延長する旨及び延長の理由を通知するとともに、適時適切に開示を行います。

取締役会は、本検討を通じて、大規模買付行為等に関する取締役会としての見解を慎重にとりまとめ、適時適切に開示を行います。

(3) 特別委員会の勧告

A. 特別委員会の設置

本プランにおいては、大規模買付者に対する対抗措置の発動にあたり、取締役会の恣意的判断を排除するため、取締役会の諮問機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外者のみから構成される特別委員会を設置します。

特別委員会は3名以上5名以内の委員で構成されるものとし、その委員は、取締役会からの独立性が高い社外取締役及び社外有識者等（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等又はこれらに準ずる者を含みます。）の中から選任されるものとします。

特別委員会規則の概要については別紙1を、株主の皆様のご承認をいただいた後の特別委員氏名及び略歴等については別紙2をご参照ください。

B. 特別委員会への諮問

特別委員会は、取締役会から諮問を受けた事項について、本検討期間内に審議・検討し、取締役会に対して、勧告（対抗措置の発動の是非についての勧告のほか、取締役会から諮問を受けた事項の実施の是非等についての勧告を含みます。）を行います。

特別委員会は、審議・検討にあたり、大規模買付情報その他大規模買付者から提供を受けた情報が不十分であると判断した場合には、取締役会を通じて大規模買付者に対して、適宜回答期限を定め、追加情報の提供を求めることができるものとします。

また、特別委員会は、取締役会に対しても、適宜回答期限を定め、大規模買付者の大規模買付情報、その他大規模買付者から提供を受けた情報の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。）、その根拠資料、代替案（代替案がある場合に限り。）、その他特別委員会が適宜必要と認める情報等の提供を求めることができるものとします。

更に、特別委員会は、審議・検討にあたり、必要に応じて当社の費用負担で、取締役会から独立

した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとします。

C. 取締役会への勧告

取締役会は、特別委員会から勧告が行われた場合は、勧告の事実とその概要その他取締役会が適切と判断する事項について適時適切に開示を行います。また、取締役会の判断は、特別委員会の勧告の内容を最大限尊重したうえで、決議を行うものとします。

なお、特別委員会は、取締役会に対して勧告を行った後であっても、当該勧告後に大規模買付者が大規模買付行為等を中止した場合等、勧告の前提となる事実に変更があった場合には、勧告内容の変更又は勧告の撤回等を行うことができるものとします。

3. 大規模買付行為等に対する対抗措置

(1) 対抗措置発動の条件

A. 大規模買付ルールが遵守された場合

本プランは、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として対抗措置の発動は行わないものとします。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守している場合であっても、取締役会が、大規模買付情報その他大規模買付者から受領した情報及び当社取締役会が独自に入手した情報に基づいて、大規模買付行為等の内容等を検討した結果、当該大規模買付行為等が、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められ、かつ、対抗措置を採ることが相当であると判断する場合には、取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動の決議を行うものとします。

ここで、大規模買付行為等が、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合は、具体的には下記のいずれかの要件の一つ又は複数の要件に該当する場合をいうものとします。

- ① 真に当社の会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で当社株式等を当社又は当社の関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為等を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）
- ② 当社の会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者又はそのグループに移譲させる目的で大規模買付行為等を行っている場合
- ③ 当社の会社経営を支配した後に当社の資産を大規模買付者又はそのグループの債務の担保や弁済原資として流用する予定で大規模買付行為等を行っている場合
- ④ 当社の会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的

高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式等の高値売り抜けをする目的で大規模買付行為等を行っている場合

- ⑤ 最初の買付で全ての当社株式等の買付の勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、買付を行うことにより、株主の皆様が事実上売却を強要する結果となっている場合（いわゆる強圧的二段階買収）等に代表される、構造上株主の皆様が判断の機会又は自由を制約するような強圧的な方法による大規模買付行為等を行っている場合
- ⑥ 買付の条件（買付対価の価格・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付の実行の蓋然性、買付後の経営方針・事業計画並びに買付後における当社の他の株主及びステークホルダーに対する対応方針等を含みます。）が当社の企業価値に鑑み不十分又は不適当な買付の場合
- ⑦ 大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者支配権を取得しない場合と比べて向上しないと合理的に判断される場合
- ⑧ 大規模買付者及びその経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると、公序良俗の観点から合理的に判断される場合
- ⑨ 大規模買付者による支配権の取得により、当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な顧客、取引先及び当社従業員その他当社のステークホルダーの利益を含む当社の企業価値が毀損され、ひいては株主の皆様の共同の利益が著しく毀損される場合
- ⑩ その他、①乃至⑨に準ずる場合で、当社の企業価値及び株主共同の利益確保・向上に反すると認められる場合

B. 大規模買付ルールが遵守されない場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合、取締役会は特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上のために、対抗措置の発動の決議を行うものとします。

C. 株主総会の開催

上記A「大規模買付ルールが遵守された場合」記載のとおり、大規模買付ルールが遵守された場合には、取締役会において、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大規模買付行為等に対する対抗措置発動の是非を決議することを原則としますが、本プランに従った対抗措置の発動の是非に関する決議に際して、大規模買付者による大規模買付行為等の内容、時間的猶予等諸般の事情を考慮のうえ、法令及び当社取締役の善管注意義務等に鑑みて、特別委員会への諮問に加え、株主の皆様が意思を直接確認することが実務上適切と判断する場合、又は特別委員会が株主総会を開催すべき旨の勧告を行った場合には、取締役会は株主総会を招集し、対抗措置の発動の是非に関する株主の皆様が意思を確認するものとします。取締役会は、株主総会の開催を決定した場合、速やかに

当該決定を行った事実及びその理由を開示するとともに、実務上可能な範囲で可及的速やかに株主総会を招集するものとします。

また、取締役会は、株主総会が開催された場合、対抗措置の発動の是非に関して、当該株主総会における株主の皆様の判断に従うものとします。

なお、大規模買付者は、取締役会が株主総会の開催を決定した場合には、当該株主総会において対抗措置の発動に関する議案が決議されるまでの間、大規模買付行為等を開始してはならないものとします。

(2) 対抗措置の発動及びその内容

取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、又は大規模買付ルールを遵守した場合でも、大規模買付行為等が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められ、対抗措置を採ることが相当であると判断する場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大規模買付行為等に対して対抗措置を発動するものとします。また、対抗措置の発動に関し、特別委員会への諮問に加え、株主の皆様の意思を確認するために株主総会が開催された場合には、当該株主総会における株主の皆様の判断に従って、対抗措置の是非を決定するものとします。

具体的な対抗措置としては、新株予約権の無償割当て等を行います。

なお、取締役会は、対抗措置の発動を決定した後であっても、大規模買付行為等の内容の変更又は撤回等、対抗措置発動の前提となる事実に変化が生じたなどの理由により、当該大規模買付行為等が、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なう行為であると認められなくなった場合、又は対抗措置を採ることが相当ではないと判断される場合には、特別委員会への諮問を経たうえで、対抗措置の発動に係る決議を中止又は撤回することができるものとします。

また、当社は、対抗措置の発動に係る決議を中止又は撤回する場合には適時適切に開示を行います。

4. 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランが本定時株主総会において承認された場合の有効期間は、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終了の時までとします。

もっとも、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランの趣旨に反しない限り、本プランに関する法令、取引所規則等の新設又は改廃が行われたことにより、本プランを修正することが適切な場合又は誤字脱字等の修正・補充等の字句の修正を行うのが適切であり、当該修正により株主の皆様に不利益を与えない場合等には、特別委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。

取締役会は、本プランの廃止、修正又は変更がなされた場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び内容その他の事項について、適時適切に開示を行います。

IV. 本プランの合理性

1. 基本方針の実現に資する特別な取組み

上記Ⅱ.「基本方針の実現に資する特別な取組み」に記載した各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させるための具体的取組みとして策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社役員等がその会社役員の地位を維持することを目的とするものではありません。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(1) 本プランが基本方針に沿うものであることについて

本プランは、大量買付行為等が行われる際に、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは取締役会が代替案を提案するために必要かつ十分な時間や情報を確保することや、株主の皆様のために大規模買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する取組みであり、基本方針に沿うものとあります。

(2) 本プランが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員等がその会社役員の地位を維持することを目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員等がその会社役員の地位を維持することを目的とするものではないと考えております。

A. 買収防衛策に関する各指針等に適合すること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日付で公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」において定められた

- ①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則
- ②事前開示・株主意思の原則
- ③必要性・相当性確保の原則

の三原則を完全に充足し、また、東京証券取引所の有価証券上場規程第440条（買収防衛策の導入に係る遵守事項）に規定される各事項を遵守するものです。

さらに本プランは、企業価値研究会が2008年6月30日付で公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」並びに東京証券取引所が2021年6月11日付で公表した「コーポレー

トガバランス・コード」の原則1-5.（いわゆる買収防衛策）及び経済産業省が2023年8月31日付で公表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」の趣旨を踏まえた内容になっております。

B. 株主の皆様が最大限重視されていること

本プランの効力発生のためには、本定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただくことを条件としており、本プランの効力発生には株主の皆様の意思が反映されることになっております。また、上記Ⅲ.4.「本プランの有効期間、廃止及び変更」記載のとおり、本プランの有効期間満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっており、本プランはその廃止においても、株主の皆様の意思が尊重されることになっております。

これらに加えて、上記Ⅲ.3.(1)C「株主総会の開催」記載のとおり、取締役会は、実務上適切であると判断する場合又は特別委員会からの勧告があった場合には、株主総会を開催し、対抗措置の発動の是非についても、株主の皆様の意思を確認することとされており、株主の皆様の意思が反映されます。

また、株主の皆様は、本プランの廃止等の判断、大規模買付行為等に応じて当社株式の売却を行うか否かについての判断及び対抗措置の発動の是非を判断する株主総会における議決権行使等の意思形成を適切に行っていただくために、取締役会は、上記Ⅲ.2.(1)「大規模買付者に対する情報提供の要請」記載のとおり、大規模買付情報その他大規模買付者から提供を受けた情報を株主の皆様へ取締役会が適当と認める時期及び方法により開示することとしております。

C. 取締役会の恣意的判断を排除するための仕組みが定められていること

①独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、取締役会の恣意的判断を排除するために、特別委員会を設置いたします。

当社に対して大量買付行為等がなされた場合には、上記Ⅲ.2.(3)「特別委員会の勧告」記載のとおり、特別委員会が、大規模買付行為等に対する対抗措置の発動の是非等について審議・検討したうえで取締役会に対して勧告を行い、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重して決議を行うこととされており、取締役会の恣意的判断に基づく対抗措置の発動を可及的に排除することができる仕組みが確保されています。

②合理的な客観的要件の設定

対抗措置は、上記Ⅲ.3.「大規模買付行為等に対する対抗措置」記載のとおり、大規模買付者が、本プランにおいて定められた大規模買付ルールを遵守しない場合又は大規模買付行為等が、当社の企業価値を著しく損なう場合として合理的かつ詳細に定められた客観的要件を充足した場合にのみ発動されることとされており、この点においても、取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されています。

D. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ.4.「本プランの有効期間、廃止及び変更」記載のとおり、本プランは、取締役会により廃止することができるものとされていることから、デッドハンド型買収防衛策ではありません。また、当社の取締役の任期は1年となっており、本プランはスローハンド型買収防衛策でもありません。

V. 株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響等について

1. 本プランが株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響

本プランは、ご承認時点において新株予約権の割当て等を行うものではありませんので、株主の皆様との権利関係に直接の影響はありません。

もともと、本プランは、株主の皆様及び投資家の皆様が大规模買付行為等に応じるか否かを判断するために必要かつ十分な時間及び情報を確保することや、現に当社の経営を担っている取締役会の評価、意見等を提供し、さらには、株主の皆様及び投資家の皆様が代替案の提案を受ける機会を保障することを目的としております。これにより、株主の皆様及び投資家の皆様は、必要かつ十分な時間及び情報に基づいて、大规模買付行為等に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、株主の皆様及び投資家の皆様の共同の利益の保護につながるものと考えております。したがって、本プランは、株主の皆様及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主の皆様及び投資家の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものであると考えております。

なお、上記Ⅲ.3.「大规模買付行為等に対する対抗措置」記載のとおり、大规模買付者が大规模買付ルールを遵守するか否かにより、当該大规模買付行為等に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様及び投資家の皆様におかれましては、大规模買付者の動向に十分ご注意ください。

2. 対抗措置の発動時に株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響等

大规模買付者が大规模買付ルールを遵守しなかった場合又は大规模買付ルールを遵守した場合でも、大规模買付行為等が当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められ、対抗措置を採ることが相当であると判断する場合には、取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において取締役会の権限として認められている対抗措置を採ることがありますが、取締役会が具体的対抗措置を採ることを決定した場合には、法令及び取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

取締役会が対抗措置のうち新株予約権の無償割当てを行った場合、大规模買付者については、保有する株式について希釈化が生じるなど、その法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。これに対し、対抗措置発動の対象となった大规模買付者を除く株主の皆様につ

いては、当該対抗措置の仕組み上、保有する当社株式の希釈化等が生じることはなく、法的権利又は経済的側面において格別の損失が生じる事態は想定されておりません。

なお、当社は、対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議を行い、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様が確定した後であっても、効力発生日の前日までの間に新株予約権の無償割当てを中止し、又は新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日前日までの間に無償にて当該新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の取引を行った株主の皆様又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性がありますのでご注意ください。

3. 新株予約権の無償割当てを行う場合に株主の皆様において必要となる手続

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てを行う場合及び当社が新株予約権を取得する場合について、株主の皆様に関連する手続は、以下のとおりです。

(1) 新株予約権の無償割当て

新株予約権の無償割当ての対象とされた株主の皆様は、取締役会において定めた効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、割当てに伴って特別な手続を行っていただく必要はありません。

ただし、新株予約権の無償割当ては、取締役会が定めた一定の基準日時点の株主名簿に記録された株主の皆様に対して行われるため、当該基準日までに株主として、株主名簿に記録されている必要がありますのでご注意ください。

(2) 新株予約権の行使

新株予約権を行使する場合には、当社株式を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。当該手続の詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令等に基づき別途お知らせいたします。

(3) 当社による新株予約権の取得

当社が、新株予約権を当社株式と引き換えに取得する場合、当社が新株予約権の取得に必要な所定の手続を行えば、当該取得の対象となる新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当額の払込み等の新株予約権の行使に係る手続を経ることなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。ただし、当社が新株予約権を取得する際に、大規模買付者に該当しないことを証する書面等の提出をお願いする場合がありますのでご注意ください。

【注1】特定株主グループ

(i)当社の株式等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者にみなされる者を含みます。）及びその共

同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。）または、

- (ii)当社の株式等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

【注2】議決権割合

- (i)特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株式等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。）。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株式等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も加算するものとします。または、
- (ii)特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該買付者及び当該特別関係者の株式保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。）の合計をいいます。各株式保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

【注3】株式等

株式等とは、金融商品取引法第27条の23第1項または同法第27条の2第1項に規定する株券等をいうものとします。

以 上

特別委員会規則の概要

1. 特別委員会設置の目的

特別委員会は、本プランにおける取締役会の判断の客観性、公正さ及び合理性を担保するために設置される。

2. 特別委員会の構成

特別委員会の委員は3名以上5名以内とし、公正で合理的な判断を可能とするため、当社の業務執行を担う経営陣から独立している社外取締役及び社外有識者等（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等又はこれらに準ずる者を含む。）の中から選任される。

3. 特別委員の任期

- (1) 特別委員会の委員の任期は、選任の時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了後最初に開催される取締役会の終了の時までとし、再任を認めるものとする。
- (2) 増員又は補欠として選任された特別委員会の委員の任期は、在任委員の任期の満了する時までとする。

4. 特別委員会の招集手続

特別委員会は、当社代表取締役の要請により、特別委員会の決議により選定される特別委員会の議長又は各特別委員が招集する。

5. 特別委員会の決議方法

特別委員会の決議は、原則として、特別委員全員が出席し、全員の一致をもってこれを行う。

6. 特別委員会の権限事項

- (1) 特別委員会は、取締役会からの諮問を受けて、以下の各号に記載される事項につき審議・検討を行い当社取締役会に対して勧告する。なお、特別委員会の各委員は、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の確保・向上に反するか否かという観点から審議・検討を行う。
 - ① 本プランにおける対抗措置の発動の是非（株主総会の開催を求めるか否かを含む。）
 - ② 本プランにおける対抗措置の中止又は撤回
 - ③ 大規模買付者から提出された情報が必要かつ十分か否かの判断
 - ④ 次項に基づき対抗措置の発動の是非を検討するにあたり、必要となる追加情報の提供を請求する場合の追加情報の範囲
 - ⑤ 本検討期間の延長の可否
 - ⑥ 株主に不利益を与えない範囲の本プランの修正又は変更
 - ⑦ その他本プランに関連して取締役会が任意に特別委員会に諮問する事項

(2) 特別委員会は、審議・検討にあたり、大規模買付者から提供を受けた情報が不十分であると判断した場合には、取締役会を通じて大規模買付者に対して、追加情報の提供を求めることができる。

7. 特別委員会への出席

特別委員会は、必要に応じて、当社の取締役又は従業員等を出席させ、特別委員会が必要な情報の提供を求めることができる。

8. 第三者の助言

特別委員会は、その職務の執行にあたり、当社の費用負担において、取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の専門家を含む。）の助言を受けることができる。

以 上

特別委員の氏名及び略歴

[氏名] 辻川 正人 (つじかわ まさと)
 [生年月日] 1958年 1月31日
 [略歴] 1985年11月 司法試験合格
 1988年 4月 大阪弁護士会登録
 1988年 4月 関西法律特許事務所入所
 1994年 1月 関西法律特許事務所 パートナー
 2004年12月 弁護士法人関西法律特許事務所 社員パートナー
 2007年 6月 当社 社外取締役 (現任)
 2019年 6月 宮地エンジニアリンググループ株式会社 社外監査役
 2021年 6月 同社 社外取締役 (監査等委員) (現任)
 2024年 1月 弁護士法人関西法律特許事務所 パートナー (現任)

[氏名] 辻 孝夫 (つじ たかお)
 [生年月日] 1949年 9月28日
 [略歴] 1973年 4月 日商岩井株式会社 (現、双日株式会社) 東京本社入社
 1999年 6月 日商エレクトロニクス株式会社 取締役
 2001年 6月 同社 常務取締役
 2002年 6月 同社 代表取締役社長
 2009年 6月 同社 取締役会長
 2010年 7月 双日株式会社機械部門顧問
 2013年 6月 株式会社JVCケンウッド 社外取締役
 2014年 5月 同社 代表取締役社長 執行役員 最高執行責任者、最高リスク責任者、最高革新責任者
 2016年 6月 同社 代表取締役社長 執行役員 最高経営責任者
 2018年 4月 同社 代表取締役会長 執行役員 最高経営責任者
 2019年 4月 同社 代表取締役会長
 2019年 6月 デクセリアルズ株式会社 社外取締役
 2021年11月 当社 特別顧問
 2022年 6月 当社 社外取締役 (現任)

2022年 6月 フィード・ワン株式会社 社外取締役（現任）
2022年 6月 株式会社シンニッタン 社外取締役（監査等委員）（現任）
2022年12月 富士ソフト株式会社 社外取締役（現任）

[氏 名] 大谷 康弘（おおたに やすひろ）
[生年月日] 1966年 2月13日
[略 歴] 1990年10月 太田昭和監査法人（現、E Y新日本有限責任監査法人）入所
2000年 7月 株式会社関西ベンチャーインキュベート 取締役
2001年 8月 同社 代表取締役（現任）
2002年 8月 K V I 税理士法人 社員
2003年 6月 当社 社外監査役
2004年 2月 K V I 税理士法人 代表社員（現任）
2014年 3月 監査法人グラヴィタス 社員
2014年 7月 同監査法人代表社員（現任）
2022年 6月 当社監査等委員である社外取締役（現任）

[氏 名] 塩路 広海（しおじ ひろうみ）
[生年月日] 1957年 1月28日
[略 歴] 1984年11月 司法試験合格
1987年 4月 大阪弁護士会登録
浅岡法律事務所（現、浅岡・瀧法律会計事務所）入所
1991年 4月 塩路法律事務所開設 所長
2007年 6月 当社 監査役
2015年 6月 株式会社フジシールインターナショナル 社外取締役（現任）
2022年 1月 弁護士法人塩路総合法律事務所 代表社員（現任）
2022年 6月 当社監査等委員である社外取締役（現任）

以 上

新株予約権の概要

1. 割当ての対象となる株主及び株主に割当てる新株予約権の数

取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個以上で当社取締役会が定める割合に従って新株予約権を無償で割当てる。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の行使により交付される当社普通株式の数は1株とする。また、当社が株式分割もしくは株式併合を行う場合又はその他の場合においては、所要の調整を行うものとする。

3. 無償割当ての効力発生日

取締役会において別途定める。

4. 行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当社普通株式1株当たり金1円以上として当社取締役会において定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要するものとする。

6. 当社による新株予約権の取得

当社は、取締役会が定める日（以下「取得日」という。）をもって、取得日の前日までに未行使の新株予約権（ただし、以下の7.において定める行使条件等により新株予約権を行使できない者が有する新株予約権を除く。）の全てを取得し、これと引き換えに、新株予約権1個につき、当社普通株式1株を交付することができる。

7. 新株予約権の行使条件

大規模買付者及びその共同保有者等（大規模買付者の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）及び特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者をいいます。）を意味するものとし、並びに大規模買付者及びその共同保有者等から取締役会の承認を得ずに新株予約権を取得又は承継した者は、新株予約権を行使できないものとする。その他の行使条件については、取締役会において定めるものとする。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他の必要な事項は、取締役会において別途定める。

以上

大株主の状況

(2025年3月31日現在)

株 主 名	持 株 数 (千株)	持株比率 (%)
三菱電機株式会社	1,921	8.36
株式会社サンセイテクノス	1,661	7.23
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,591	6.93
株式会社三菱UFJ銀行	1,082	4.71
株式会社きんでん	754	3.28
立花エレテック従業員持株会	747	3.25
株式会社ノーリツ	742	3.23
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	494	2.15
日本生命保険相互会社	471	2.05
株式会社たけびし	459	2.00

- (注) 1. 千株未満は、切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式2,048,062株を控除して計算しております。

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

	第 95 期 (2024年3月期)	第 96 期 (2025年3月期)	前年度比
	百万円	百万円	%
売上高	231,042	220,112	95.3
営業利益	10,764	8,222	76.4
経常利益	11,886	8,690	73.1
親会社株主に帰属する 当期純利益	8,471	7,046	83.2

(注) 上記金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

【経済環境】

当連結会計年度における我が国の経済は、個人消費や設備投資の持ち直しが見られ、景気は回復基調で推移しました。一方で、原材料価格の上昇と為替の変動に加え、中国市場の需要低迷など様々な要因から景気の先行きは依然として厳しい状況が続いております。

当社企業グループが関係する業界におきましては、流通在庫の調整が長期化する中、当社の主力事業であるFAシステム及び半導体デバイスの両事業分野において、成長の勢いが鈍化しました。

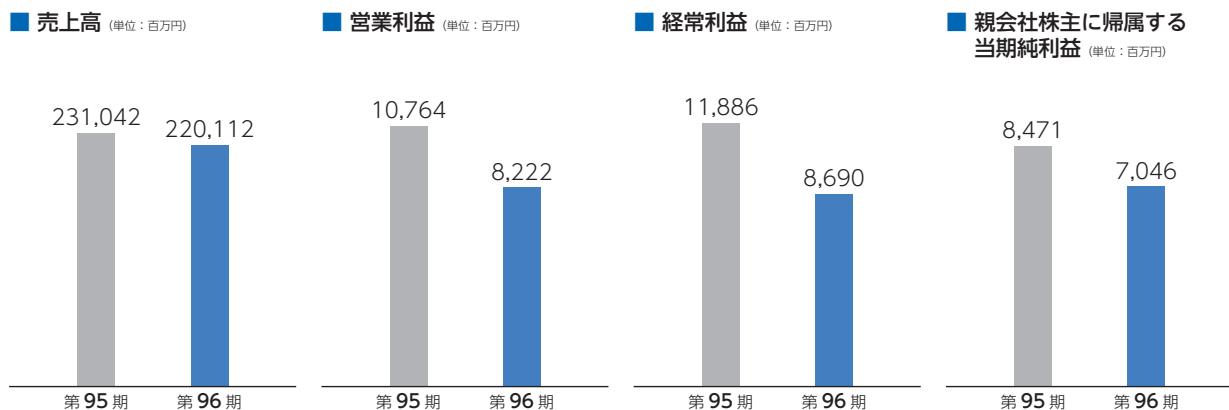
【当社グループの取り組みとその成果】

このような状況下にあって、当社企業グループは中長期経営計画「NEW C.C.J2200」の施策の実行に一丸となって邁進し、来るべき未来社会に選ばれる技術商社のパイオニアとして、FAシステム事業においてはロボットやM2M技術を活用した工場の自動化・省人化ニーズを捉えたソリューション提案や3Dプリンターによる新しいものづくり技術を普及させる活動を、半導体デバイス事業においてはこれまで培ってきた独自技術をもってお客様のシステム開発を支援するための製品の技術提案活動をグローバルに展開してまいりました。また、当社企業グループの高い技術力を発信する場として、世界最大級の食品製造総合展「FOOMA JAPAN 2024」や「Edge Tech +2024」に出展するなど、お客様の現場の課題解決に向けた当社企業グループのソリューション提案事例を広くアピールしてビジネス拡大に取り組んでおります。当期においては、2024年11月に半導体デバイスやFAシステム分野の需要拡

大が見込まれるインドにおいて地域のニーズを捕捉して拡販を図るため「タチバナセールス（インド）社」を設立し、2025年1月より営業を開始いたしました。

また、DXの推進、人財の確保など、中長期を見据えた必要投資については、継続して積極的に実行しております。

これらの活動の成果として、当連結会計年度の業績は、売上高2,201億12百万円（前年度比4.7%減）、営業利益82億22百万円（前年度比23.6%減）、経常利益86億90百万円（前年度比26.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は70億46百万円（前年度比16.8%減）となりました。



セグメント別売上高の概況は次のとおりであります。（注）下記金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

FAシステム事業

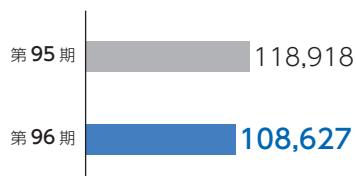
売上高

1,086億27百万円

構成比率

49.3%

■ 売上高 (単位：百万円)



前年度比 8.7% 減

F A 機器分野では、低圧配電制御機器が堅調に推移したものの、前年が製品供給の回復によって大幅伸長したことによる反動から、プログラマブルコントローラー、インバーター及びACサーボは大きく減少しました。

産業機械分野ではレーザー加工機は減少しましたが、工作機械と自動化設備は伸長しました。産業デバイスコンポーネント分野では、在庫調整の影響から特に子会社の接続機器が大幅に減少しました。一方で注力しているシステムソリューションビジネスでは、引き合い案件が増加し、大きく伸長しました。

その結果、当事業全体の売上高は、前年度比8.7%減少いたしました。

半導体デバイス事業

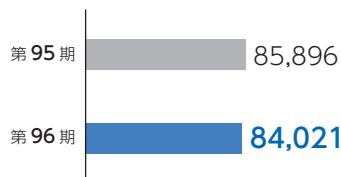
売上高

840億21百万円

構成比率

38.2%

■ 売上高 (単位：百万円)



前年度比 2.2% 減

半導体デバイス事業では、半導体分野でメモリーは大幅に伸長したものの、その他の機種については国内外ともに顧客の在庫調整と中国市場の回復遅れから前年同期を下回りました。電子デバイス分野では、SSD（フラッシュメモリーを搭載した半導体記憶装置）並びに液晶は伸長しましたが、その他のデバイス品は減少しました。

その結果、当事業全体の売上高は、前年度比2.2%減少いたしました。

施設事業

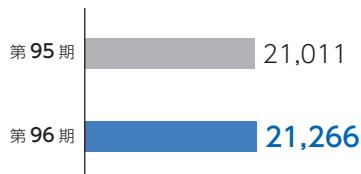
売上高

212億66百万円

構成比率

9.7%

■ 売上高 (単位：百万円)



前年度比 1.2% 増

施設事業では、店舗用パッケージエアコンと設備用パッケージエアコンがリニューアル需要を受けて伸長し、エコキュートも更新需要と補助金効果によって伸長しました。更に、LED照明が旺盛なリニューアル需要と大型案件の獲得もあって好調で、データセンター向け案件についても堅調に推移し、監視制御設備が伸長しました。

また、太陽光発電システムを含むカーボンニュートラル案件で、受注が大きく増加しました。

その結果、当事業全体の売上高は、前年度比1.2%増加し、過去最高となりました。

その他

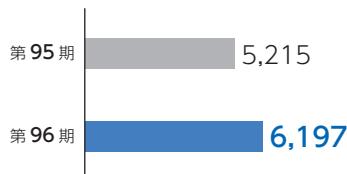
売上高

61億97百万円

構成比率

2.8%

■ 売上高 (単位：百万円)



前年度比 18.8% 増

EMS（電子機器製造受託）分野では、電子部品の物不足が概ね解消したことで、プラットフォーム可動柵を始めとして既存顧客の生産が総じて好調に推移しました。MMS（金属加工製造受託）分野では、期中の円安並びに材料費高騰の影響を受けて利益確保が厳しい環境ながらも、主力の立体駐車場向けの部材が好調に推移しました。

その結果、その他事業の売上高は、前年度比18.8%増加いたしました。

上記セグメントの内、海外関連売上高については以下のとおりであります。

海外関連売上高

397億19百万円

(前年度比 5.6%増)

海外関連売上高は、中国市場の低迷と主要顧客における在庫増加の影響を受けましたが、為替の影響により売上高は増加しました。結果、海外関連売上高比率は前年から1.7ポイント増加し、18.0%となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において重要な設備投資は行っておりません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の運転資金として特記すべき重要な事項はありません。

(4) 対処すべき課題

米国政府における関税政策の影響により、中国を中心とするアジア地域の経済活動に不透明感が増しており、国内では人手不足や物価高騰による原価アップ、金利上昇や急激な為替変動が加わり、依然として先行きは不透明な状況が続くことが予想されます。

このような環境下において当社企業グループは、中長期経営計画で推し進めているソリューションビジネスに注力すると共に、グローバル展開をさらに強化し、市場拡大を目指して体制の強化を図ってまいります。

また、DX推進と人財投資を積極的に進めて中長期の足場を固め、200年企業に向けた経営基盤の構築に取り組んでまいります。

【主要な取組み内容】

(1) 各事業の重点取組み

- | | |
|-----------|---|
| FAシステム事業 | ：自動化・省人化のニーズに応えるロボットやシステムのソリューション提案を強化
広域顧客の深掘りを推進し、新領域のビジネスを展開 |
| 半導体デバイス事業 | ：取り扱い商材のすそ野を広げ、既存顧客の深掘りと新規顧客を開拓
人員の増強と育成によって営業力、技術力の向上を図り、顧客や仕入先との関係強化 |
| 施設事業 | ：拠点間での「サービスレベルの均一化」をさらに推進し、安定拡大に向けた人員の増強
需要が高まるカーボンニュートラルの領域で、提案から施工までワンストップで対応する現場力の養成 |
| MS事業 | ：アジアにおける新規製造受託先の開拓と安定した生産・品質保証体制の維持発展 |
| 海外事業 | ：拠点ローカル化の更なる推進とエンジニアリングセンター拡充による技術提案力の強化
ローカル商社との協業及び技術部隊を中心とした新規顧客の開拓
成長市場への積極的な進出により、グローバル対応を強化 |

(2) 経営基盤の構築、強化

① DXの推進

- ・販売拡大、コスト削減、CS向上などを目的とした「攻めのDX」を推進
- ・全社データの共通化、自動集計、見える化による業務効率の向上と営業活動支援
- ・属人化を排除したシステム構築によるガバナンスの強化

② 人事制度改革の推進

- ・年功序列型から能力主義型へのシフトを基軸とする人事制度改革を推進
- ・性別や年齢、経験年数を問わない職種別・職能別人事体系への段階的移行
- ・将来を見据えた積極的な人財投資としての採用と育成

③ リスクマネジメントの強化

- ・コロナ禍における各種支援策の縮小、物価高騰や人手不足に起因する企業業績の悪化に備えて債権管理を強化
- ・適正な在庫水準を維持するための在庫マネジメントの強化
- ・拡大する工事需要に対応すべく、工事安全衛生管理体制を再編し、建設業法遵守に向けた体制を強化

④ 資本政策

- ・2023年から3か年で300万株の自社株買いを実施し、資本効率を上げて企業価値を向上
- ・政策保有株の縮減による資本効率の向上

⑤ 経営課題への迅速な対応

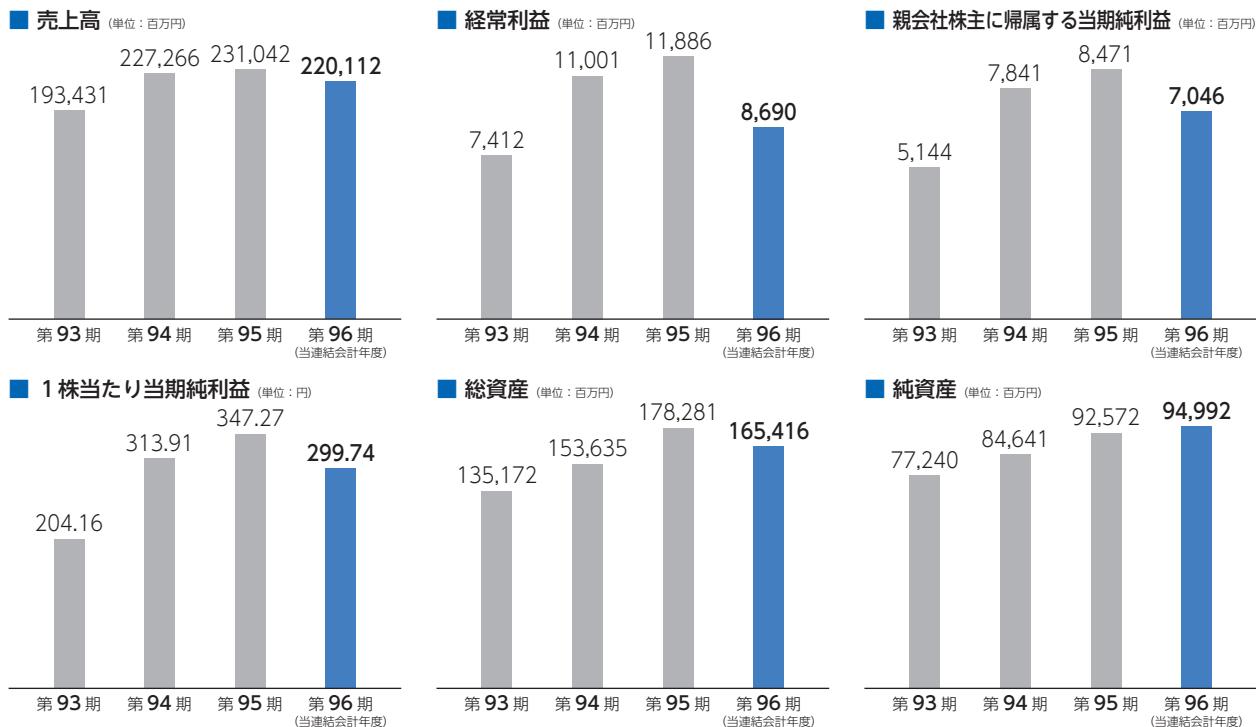
- ・新設した「グローバル戦略室」が主導して、グローバル、中長期の観点から経営課題の解決と戦略立案を加速

〔サステナビリティへの取組み〕

当社企業グループでは、持続的な企業価値の向上が重要な経営課題であるとの認識に立ち、社会課題を解決し持続可能な環境や社会の実現に貢献すべくサステナビリティ委員会を設置し、サステナビリティ活動の推進に鋭意取り組んでおります。

2024年2月にはマテリアリティを特定し、E（環境）、S（社会）、G（ガバナンス）の観点から重点テーマと指標、目標を設定しました。ここで掲げた目標を達成すべく、全社を挙げてサステナビリティへの取組みを推進してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移



区分	第93期 2022年3月期	第94期 2023年3月期	第95期 2024年3月期	第96期 (当連結会計年度) 2025年3月期
売上高 (百万円)	193,431	227,266	231,042	220,112
経常利益 (百万円)	7,412	11,001	11,886	8,690
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	5,144	7,841	8,471	7,046
1株当たり当期純利益 (円)	204.16	313.91	347.27	299.74
総資産 (百万円)	135,172	153,635	178,281	165,416
純資産 (百万円)	77,240	84,641	92,572	94,992

(注) 1. 上記金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社、関係会社の状況

	会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
国内子会社	研電工業株式会社	30 百万円	100.0 %	電気機械器具の販売及び修理
	株式会社立花宏和システムサービス	100 百万円	100.0	空調、衛生、給排水の管工事・メンテナンスサービス
	株式会社大電社	480 百万円	100.0	F A機器品、電子デバイス品、情報通信機器の販売
	株式会社立花デバイスコンポーネント	350 百万円	100.0	半導体、電子デバイス品の開発、設計、製造、販売、保守
	株式会社高木商会	310 百万円	100.0	F A機器品、電子デバイス品、情報通信機器の販売
	株式会社立花電子ソリューションズ	350 百万円	100.0	半導体、電子デバイス品の開発、設計、製造、販売、保守
海外子会社	立花オーバーシーズホールディングス社	36,882 千香港ドル	100.0	海外子会社の統括管理業務
	タチバナセールス (シンガポール) 社 ※1	200 千シンガポールドル	(100.0)	半導体、電子デバイス品、F A機器品の販売
	タチバナセールス (香港) 社 ※1	1,001 千香港ドル	(100.0)	半導体、電子デバイス品の販売、技術・品質支援、EMSビジネス
	台湾立花股份有限公司 ※1	5,000 千台湾ドル	(100.0)	半導体、電子デバイス品、F A機器品の販売
	立花機電貿易 (上海) 有限公司 ※2	1,500 千米ドル	(100.0)	半導体、電子デバイス品、F A機器品、産メカ製品の販売、技術・品質支援、EMSビジネス
	タチバナセールス (バンコク) 社 ※1	105,000 千バート	(100.0)	半導体、電子デバイス品、F A機器品、産メカ製品の販売、技術支援
	タチバナセールス (マレーシア) 社 ※3	1,000 千マレーシアリングギット	(100.0)	半導体、電子デバイス品、F A機器品の販売、技術支援
	タチバナセールス (インド) 社 ※4	40,000 千インドルピー	(100.0)	半導体、電子デバイス品、F A機器品の販売、技術支援

- (注) 1. 2025年4月1日付で、株式会社高木商会は株式会社タカギコネク트에商号変更しました。
2. 立花オーバーシーズホールディングス社を除き、国内子会社、海外子会社の区別別にそれぞれ子会社化した順で記載しております。
3. 出資比率欄の()内の数字は、間接保有割合であります。
4. ※1は立花オーバーシーズホールディングス社の100%出資会社であります。
5. ※2はタチバナセールス (香港) 社の100%出資会社であります。
6. ※3はタチバナセールス (シンガポール) 社の100%出資会社であります。
7. ※4はタチバナセールス (シンガポール) 社が99.9%出資し、残りをタチバナセールス (バンコク) 社が出資しております。

(7) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社グループは、FA機器・産業機械・産業デバイス、半導体・電子デバイス並びに設備機器の販売を主に、これらに附帯する保守・サービス等の事業を営んでおります。

主要な取扱品目は次のとおりであります。

区分	主要取扱品目
■ FAシステム事業	プログラマブルコントローラー、インバーター、ACサーボ、各種モーター、配電制御機器、産業用ロボット、放電加工機、レーザー加工機、コネクタ、エンベデッド機器、産業用パソコン、タッチパネルモニター
■ 半導体デバイス事業	半導体（マイコン、ASIC、パワーモジュール、メモリー、アナログIC、ロジックIC）、電子デバイス（メモリーカード、密着イメージセンサー、液晶）
■ 施設事業	パッケージエアコン他空調機器、LED照明、太陽光発電システム、オール電化機器、ルームエアコン、昇降機、受変電設備機器、監視制御装置
■ その他	製造受託(立体駐車場・流通向けラック用金属部材の加工、電子機器設計)

(8) 主要な事業所 (2025年3月31日現在)

① 当社

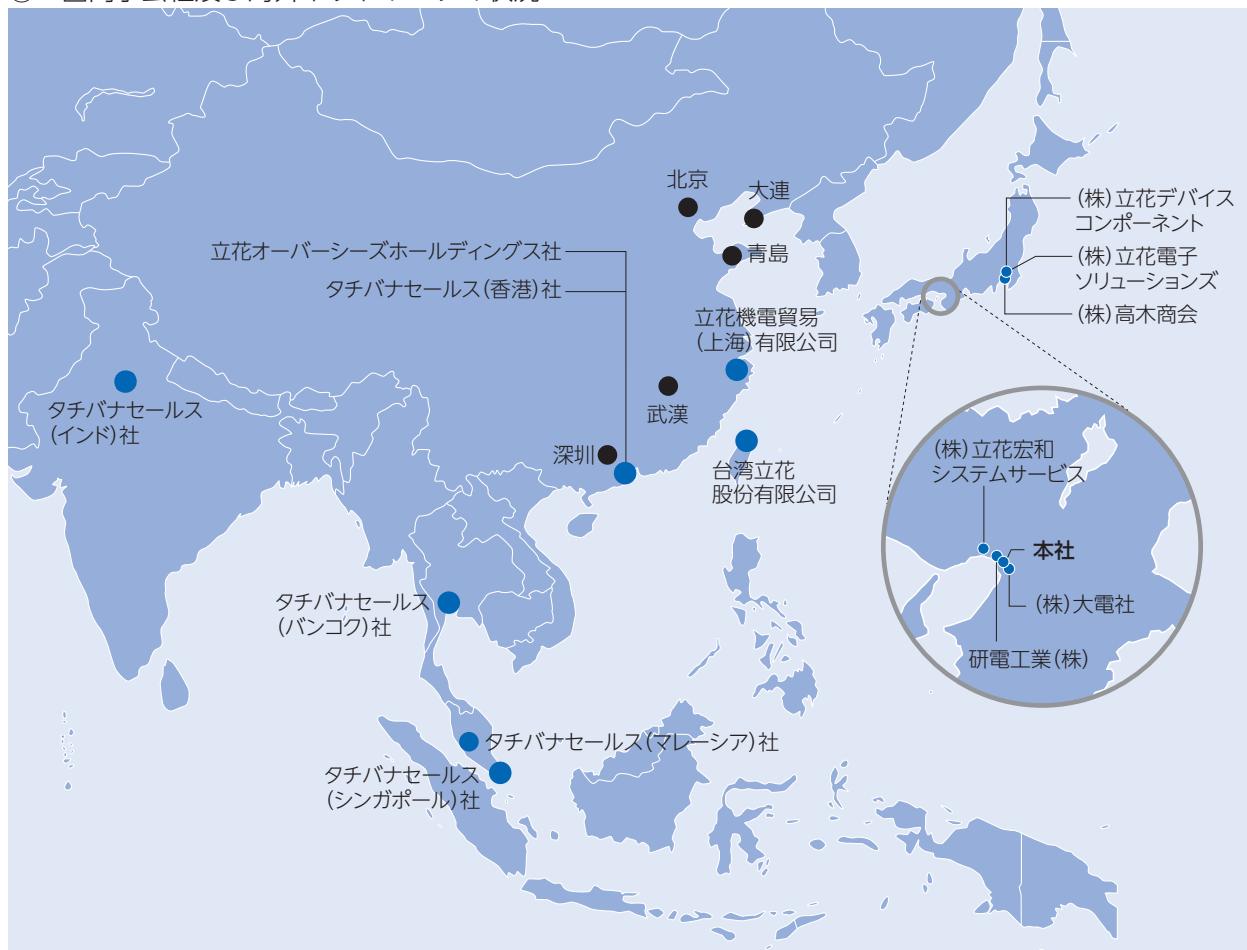
本 社	大阪市西区西本町1丁目13番25号		
支 社	東日本 (東京都)	中 部 (愛知県)	
支 店	東関東 (茨城県)	北関東 (埼玉県)	神奈川 (神奈川県)
	三 河 (愛知県)	東 海 (愛知県)	北 陸 (石川県)
	三 重 (三重県)	滋 賀 (滋賀県)	南大阪 (大阪府)
	神 戸 (兵庫県)	姫 路 (兵庫県)	広 島 (広島県)
	四 国 (香川県)	九 州 (福岡県)	
営 業 所	東 北 (宮城県)	岡 山 (岡山県)	

② 重要な子会社、関係会社

国 内 子 会 社	研電工業株式会社		本社 (大阪市西淀川区)
	株式会社立花宏和システムサービス		本社 (兵庫県尼崎市)
	株式会社大電社		本社 (大阪市浪速区)
	株式会社立花デバイスコンポーネント		本社 (東京都港区)
	株式会社高木商会		本社 (東京都大田区)
	株式会社立花電子ソリューションズ		本社 (東京都港区)
海 外 子 会 社	立花オーバーシーズホールディングス社		中華人民共和国 (香港)
	タチバナセールス (シンガポール) 社	※1	シンガポール
	タチバナセールス (香港) 社	※1	中華人民共和国 (香港)
	台湾立花股份有限公司	※1	台湾 (台北市)
	立花機電貿易 (上海) 有限公司	※2	中華人民共和国 (上海市)
	タチバナセールス (バンコク) 社	※1	タイ王国 (バンコク)
	タチバナセールス (マレーシア) 社	※3	マレーシア (セランゴール州)
タチバナセールス (インド) 社	※4	インド (グルガオン市)	

- (注) 1. 2025年4月1日付で、株式会社高木商会は株式会社タカギコネクトに商号変更しました。
2. 立花オーバーシーズホールディングス社を除き、国内子会社、海外子会社の区別別にそれぞれ子会社化した順で記載しております。
3. ※1は立花オーバーシーズホールディングス社の100%出資会社であります。
4. ※2はタチバナセールス (香港) 社の100%出資会社であります。
5. ※3はタチバナセールス (シンガポール) 社の100%出資会社であります。
6. ※4はタチバナセールス (シンガポール) 社が99.9%出資し、残りをタチバナセールス (バンコク) 社が出資しております。

③ 国内子会社及び海外ネットワークの状況



国内営業拠点：当社 19拠点 子会社 6社

海外営業拠点：子会社 8社

(9) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
F Aシステム事業	809名	3名減
半導体デバイス事業	403名	38名増
施設事業	144名	増減なし
その他	27名	3名減
全社 (共通)	95名	10名増
合 計	1,478名	42名増

(注) 1. 従業員数は、当社企業グループから当社企業グループ外への出向者を除き、当社企業グループ外から当社企業グループへの出向者を含んでおります。

2. 全社 (共通) は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
887名	32名増	43.4才	17.0年

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。

(10) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行 (注)	6,336百万円
株式会社三井住友銀行 (注)	3,898百万円
株式会社伊予銀行	224百万円

(注) 借入金残高には借入先の海外現地法人銀行からの借入を含んでおります。

2 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 96,000,000株

(2) 発行済株式の総数 25,025,242株

(3) 株主数 19,181名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
三菱電機株式会社	1,921	8.36
株式会社サンセイテクノス	1,661	7.23
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,591	6.93
株式会社三菱UFJ銀行	1,082	4.71
株式会社きんでん	754	3.28
立花エレテック従業員持株会	747	3.25
株式会社ノーリツ	742	3.23
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	494	2.15
日本生命保険相互会社	471	2.05
株式会社たけびし	459	2.00

(注) 1. 千株未満は、切り捨てて表示しております。

2. 当社は、自己株式2,048,062株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3 新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	渡邊武雄	会長執行役員 ガバナンス担当
代表取締役社長	布山尚伸	社長執行役員 MS事業担当、海外事業担当
取締役	高見貞行	専務執行役員 半導体デバイス事業担当
取締役	松浦良典	執行役員 管理部門担当
取締役	辻川正人	弁護士法人関西法律特許事務所 パートナー 宮地エンジニアリンググループ株式会社 社外取締役（監査等委員）
取締役	辻孝夫	フィード・ワン株式会社 社外取締役 株式会社シンニッタン 社外取締役（監査等委員） 富士ソフト株式会社社外取締役
取締役	権藤義一	三菱電機株式会社 関西支社事業推進部長
取締役 （常勤監査等委員）	飯島誠	
取締役 （監査等委員）	大谷康弘	株式会社関西ベンチャーインキュベート 代表取締役 KVI 税理士法人 代表社員 監査法人グラヴィタス 代表社員
取締役 （監査等委員）	塩路広海	弁護士法人塩路総合法律事務所 代表社員 株式会社フジシールインターナショナル 社外取締役

- (注) 1. 取締役辻川正人氏、辻孝夫氏及び権藤義一氏並びに取締役（監査等委員）大谷康弘氏及び塩路広海氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）大谷康弘氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために飯島誠氏を常勤監査等委員として選定しております。
4. 当事業年度末日後の役員の本社における地位、担当及び重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

氏名	異動後	異動前	異動年月日
松浦良典	取締役執行役員 管理部門担当 兼グローバル戦略室長、 工事安全管理統制室副室長	取締役執行役員 管理部門担当	2025年4月1日

5. 取締役辻川正人氏及び辻孝夫氏並びに取締役（監査等委員）大谷康弘氏及び塩路広海氏を、東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として同取引所に届出をしております。

(2) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の決定に関する方針等

当社は2019年8月7日開催の取締役会にて取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、その内容が2021年3月1日施行の会社法に則ったものであることを2021年4月12日開催の取締役会で確認しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役の報酬等は、あらかじめ株主総会で決議された報酬額の範囲内において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等については取締役会で、監査等委員である取締役の報酬等については監査等委員である取締役の協議により、それぞれ決定することとしております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の報酬等は、継続的かつ中長期的な業績向上への意欲を高め、企業価値向上に資することを目的としております。現在、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）は全員執行役員を兼務しており、これらの取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の報酬は、執行役員分の報酬を含みます。その報酬等は、以下を骨子として設計しております。

- ・当社は執行役員制を採用していることから、執行役員報酬を基礎とし取締役報酬を加算する。
- ・固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬で構成する。
- ・企業価値向上には業績向上の影響が大きいことから、業績を司る執行役員分の報酬は、経営・ガバナンスを司る取締役分の報酬を上回るものとする。
- ・執行役員は単体業績に責任を持ち、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）は連結業績・ガバナンスに責任を持つことを基本として、その成績を反映する。

1. 基本報酬に関する方針

(1) 月額報酬

- ・執行役員の報酬（月額）の内、基本報酬部分は役位と担当職務に応じて決定しております。
- ・取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の報酬（月額）は基本報酬部分と前年事業年度の連結経常利益に基づく業績連動報酬部分とに区別して決定しております。

2. 業績連動報酬等に関する方針

(1) 月額報酬

- ・執行役員の報酬（月額）の内、業績連動部分は基準となる指標を単体業績での儲けをあらかず前年事業年度の単体営業利益（2024年3月期 7,179百万円）を使用することが重要だと判断し、採用しております。
- ・取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）については基準となる指標を連結業績の財務活動を含めた全体損益を表している連結経常利益（2024年3月期 11,886百万円）を使用することが重要だと判断し、採用しております。
- ・なお、当該基準は3年ごとに見直しされ、取締役会で決定いたします。

(2) 賞与

- ・月額同様に執行役員賞与を基礎とし、取締役賞与を加算します。
- ・基準月数は、直近における標準的な業績を基に、2.5ヶ月/半期としております。
- ・執行役員賞与は単体業績を基準にしたものと、担当職務における役員個々の査定に基づいたもので決定しております。
- ・取締役賞与については連結経常利益を基準とし、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）、代表取締役の別で決定しております。

3. 報酬等の割合に関する方針

- ・執行役員報酬と取締役報酬の割合は、役員賞与を2.5ヶ月/半期とした場合、75:25を基本としております。
- ・基本報酬部分と業績連動報酬部分は同じく役員賞与を2.5ヶ月/半期とした場合、60:40を基本としております。
- ・業績連動報酬部分は過去の業績等に基づいた基準に対して生み出された成果・業績を以て処遇するものであり、その業績の反映度は、高い役位に対して、より高い成果・業績責任を求める設計としております。このことにより、業績連動報酬部分については成果・業績の好不調に大きく左右されますので、その割合は大きく変動することがあります。

4. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

- ・ 当社の取締役の報酬総額は、2022年6月29日開催の第93回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）報酬総額の上限を年額400百万円（うち社外取締役分は400百万円とする）、監査等委員である取締役報酬総額の上限を年額40百万円と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は6名（うち社外取締役は3名）、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役は2名）です。
- ・ 賞与の支給は年2回としております。

5. 報酬等の決定の委任に関する事項

- ・ 当社の役員報酬等の決定過程における取締役会の活動は、2019年8月7日開催の取締役会にて役員報酬の配分基準等について決議しており、その決議に基づき役員の報酬及び賞与の個人配分については代表取締役社長 社長執行役員 布山尚伸に一任しております。

6. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

- ・ 社外取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、客観的立場から当社及び当社グループ全体の経営に対して監督及び助言を行う役割を担うことから、基本報酬のみにしております。
- ・ 監査等委員である取締役の報酬も、経営に対する独立性の一層の強化を重視し、基本報酬のみとしております。
- ・ 2006年6月29日開催の第77回定時株主総会において、取締役及び監査役への退職慰労金制度を廃止し、同制度廃止までの在任期間に対応した取締役及び監査役への退職慰労金をそれぞれの退任期に支給することを決議しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役（監査等委員を除く）	302	162	140	—	6
（うち社外取締役）	(12)	(12)	(—)	—	(2)
取締役（監査等委員）	25	25	—	—	4
（うち社外取締役）	(12)	(12)	—	—	(2)

- (注) 1. 上記支給人数には、無報酬の社外取締役2名は含まれておりません。
 2. 当事業年度末現在の取締役（監査等委員を除く）は7名（うち社外取締役は3名）、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役は2名）であります。
 3. 当事業年度において、社外役員が、子会社から役員として受けた報酬等はありません。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	関係
取締役	辻川 正人	弁護士法人関西法律特許事務所 パートナー 宮地エンジニアリンググループ株式会社 社外取締役（監査等委員）	法律顧問契約を締結しております。 特別の関係はありません。
	辻 孝夫	フィード・ワン株式会社 社外取締役 株式会社シンニッタン 社外取締役（監査等委員） 富士ソフト株式会社 社外取締役	特別の関係はありません。 特別の関係はありません。 特別の関係はありません。
	権藤 義一	三菱電機株式会社 関西支社事業推進部長	製品の仕入及び販売があります。
取締役 (監査等委員)	大谷 康弘	株式会社関西ベンチャーインキュベート 代表取締役 KVI税理士法人 代表社員 監査法人グラヴィタス 代表社員	特別の関係はありません。 特別の関係はありません。 特別の関係はありません。
	塩路 広海	弁護士法人塩路総合法律事務所 代表社員 株式会社フジシールインターナショナル 社外取締役	特別の関係はありません。 特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	辻川 正人	当事業年度中に開催の取締役会12回全て（100％）に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、コーポレートガバナンスやコンプライアンスの強化に関わる意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うことにより、社外取締役としての職責を果たしております。
	辻 孝夫	当事業年度中に開催の取締役会12回全て（100％）に出席し、上場企業の代表者として培われた会社経営に関する豊富な経験・知識と技術者としての専門的見地から意見を述べることで取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うことにより、社外取締役としての職責を果たしております。
	権藤 義一	2024年6月26日就任以降に開催された取締役会8回全て（100％）に出席し、当社と異なる社外の視点から意見を述べることで取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うことにより、社外取締役としての職責を果たしております。
取締役 (監査等委員)	大谷 康弘	当事業年度中に開催の取締役会12回全て（100％）に出席し、また、監査等委員会7回のうち6回（86％）に出席し、公認会計士として培われた専門的見地から発言を行う他、客観的な立場で当社の業務執行に対する監査等を行うことにより、監査等委員である社外取締役としての職責を果たしております。
	塩路 広海	当事業年度中に開催の取締役会12回全て（100％）に出席し、また、監査等委員会7回全て（100％）に出席し、弁護士としての専門的見地から発言を行う他、客観的な立場で当社の業務執行に対する監査等を行うことにより、監査等委員である社外取締役としての職責を果たしております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定により、社外取締役全員と、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令が定める額のいずれか高い額であります。

(4) 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の締結について

当社は、取締役らが過大な損害賠償責任を負うことで経営判断に際して委縮しないように、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社のすべての取締役、監査役、執行役員であり、当該保険の保険料につきましては、取締役会の承認及び社外取締役全員の同意を踏まえ、会社負担としております。

当該保険契約は、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金、訴訟費用等）に対して、保険金が支払われます。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	55百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社である立花オーバーシーズホールディングス社、タチバナセールス（シンガポール）社、タチバナセールス（香港）社及び立花機電貿易（上海）有限公司は、当社の会計監査人以外の会計事務所の監査を受けております。
4. 当社が支払うべき会計監査人の報酬等の額については、上記以外に前事業年度に係る追加報酬の額が1百万円あります。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、常勤監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6 会社の体制及び方針

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の剰余金の配当等の基本方針は、将来の経営環境の変化に対応できるよう財務体質の強化と事業拡大に必要な内部留保の充実を図りながら、株主の皆様に対しましては、安定配当をベースとして業績に裏付けられた適正な利益還元を努めていくことを基本としております。

当社は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めており、剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり50円といたしました。これにより、中間配当金50円と合わせまして、年間配当金は1株当たり100円となります。

なお、2023年6月5日の取締役会において、資本効率向上と株主還元の強化を図るため、3年間（～2026年3月期）で300万株（発行済株式数の12%）を上限に自己株式を取得する方針を決議し、当事業年度において100万株の自己株式を価額総額27.3億円で取得いたしました。これにより、配当と自己株式の取得を合わせた総還元性向は71.7%となります。

また、2025年5月12日の取締役会において、2025年5月13日から2026年3月31日の期間で自己株式を取得することを決議しました。取得する株式の総数は上限100万株、取得価額の総額は上限50億円であります。

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	
現金及び預金	24,069
受取手形、売掛金及び契約資産	67,018
有価証券	200
商品	34,818
仕掛品	47
原材料	1
未収入金	3,379
その他	766
貸倒引当金	△60
流動資産合計	130,240
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物	2,189
機械装置及び運搬具	14
工具、器具及び備品	369
土地	2,494
リース資産	78
建設仮勘定	18
有形固定資産合計	5,164
無形固定資産	
ソフトウェア	419
その他	842
無形固定資産合計	1,262
投資その他の資産	
投資有価証券	25,794
長期貸付金	4
退職給付に係る資産	1,704
繰延税金資産	328
その他	992
貸倒引当金	△76
投資その他の資産合計	28,748
固定資産合計	35,175
資産合計	165,416

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	
支払手形及び買掛金	44,563
短期借入金	3,267
未払法人税等	1,473
賞与引当金	1,289
その他	7,139
流動負債合計	57,733
固定負債	
長期借入金	7,250
長期未払法人税等	6
繰延税金負債	4,387
退職給付に係る負債	669
その他	376
固定負債合計	12,690
負債合計	70,423
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	5,874
資本剰余金	6,146
利益剰余金	75,741
自己株式	△5,746
株主資本合計	82,016
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	9,405
繰延ヘッジ損益	△0
為替換算調整勘定	3,026
退職給付に係る調整累計額	545
その他の包括利益累計額合計	12,976
純資産合計	94,992
負債純資産合計	165,416

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		220,112
売上原価		190,783
売上総利益		29,328
販売費及び一般管理費		21,105
営業利益		8,222
営業外収益		
受取利息	211	
受取配当金	512	
仕入割引	37	
貸倒引当金戻入額	10	
雑収入	170	
営業外収益合計		943
営業外費用		
支払利息	131	
為替差損	301	
雑損失	42	
営業外費用合計		475
経常利益		8,690
特別利益		
固定資産売却益	666	
投資有価証券売却益	992	
特別利益合計		1,658
特別損失		
投資有価証券評価損	39	
特別損失合計		39
税金等調整前当期純利益		10,310
法人税、住民税及び事業税	2,963	
法人税等調整額	300	3,263
当期純利益		7,046
親会社株主に帰属する当期純利益		7,046

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	11,071	支払手形	171
受取手形	1,402	電子記録債務	8,911
電子記録債権	12,378	買掛金	26,736
売掛金	38,073	短期借入金	396
商品	21,146	未払金	1,787
前渡金	472	未払費用	318
前払費用	159	未払消費税等	1,189
未収入金	2,626	未払法人税等	1,158
その他	73	前受金	2,285
貸倒引当金	△53	預り金	1,156
流動資産合計	87,352	前受収益	3
固定資産		賞与引当金	966
有形固定資産		その他	0
建物	1,983	流動負債合計	45,082
構築物	28	固定負債	
車輛及び運搬具	8	長期借入金	6,050
工具、器具及び備品	277	長期未払法人税等	6
土地	1,128	繰延税金負債	3,588
建設仮勘定	16	資産除去債務	9
有形固定資産合計	3,443	その他	60
無形固定資産		固定負債合計	9,713
ソフトウェア	386	負債合計	54,796
その他	809		
無形固定資産合計	1,196	(純資産の部)	
投資その他の資産		株主資本	
投資有価証券	22,863	資本金	5,874
関係会社株式	6,661	資本剰余金	
出資金	30	資本準備金	5,674
長期貸付金	126	その他資本剰余金	0
長期前払費用	39	資本剰余金合計	5,674
差入保証金	108	利益剰余金	
前払年金費用	909	利益準備金	349
その他	131	その他利益剰余金	
貸倒引当金	△76	別途積立金	38,900
投資その他の資産合計	30,793	繰越利益剰余金	14,036
固定資産合計	35,433	利益剰余金合計	53,286
資産合計	122,785	自己株式	△5,746
		株主資本合計	59,089
		評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	8,900
		繰延ヘッジ損益	△0
		評価・換算差額等合計	8,900
		純資産合計	67,989
		負債純資産合計	122,785

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		152,065
売上原価		132,048
売上総利益		20,017
販売費及び一般管理費		13,603
営業利益		6,414
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1,241	
貸倒引当金戻入額	11	
雑収入	139	
営業外収益合計		1,392
営業外費用		
支払利息	76	
為替差損	147	
雑損失	35	
営業外費用合計		259
経常利益		7,546
特別利益		
固定資産売却益	665	
投資有価証券売却益	723	
特別利益合計		1,389
特別損失		
投資有価証券評価損	39	
特別損失合計		39
税引前当期純利益		8,897
法人税、住民税及び事業税	2,308	
法人税等調整額	276	2,584
当期純利益		6,312

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

株式会社 立花エレテック
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所
指定有限責任社員 公認会計士 藤井 秀史
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 村上 育史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社立花エレテックの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社立花エレテック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年 5月19日

株式会社 立花エレクトック
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 藤井 秀史
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 村上 育史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社立花エレクトックの2024年4月1日から2025年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

株式会社 立花エレクトック 監査等委員会

常勤監査等委員 飯島 誠 ㊟

社外監査等委員 大谷 康弘 ㊟

社外監査等委員 塩路 広海 ㊟

(注) 監査等委員大谷康弘及び塩路広海は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図



会場

大阪市西区西本町1丁目13番25号

当社本社 9階ホール

電話：06 (6539) 8800 (代表)

- ・車椅子等にてご来場の株主様には、会場内に専用スペースを設けております。
- ・会場には車椅子等の方がご利用いただける多目的トイレが設置されております。

交通

大阪メトロ 御堂筋線 本町駅 ⑤・⑧ 番出口 徒歩約10分

大阪メトロ 四つ橋線 本町駅 ②⑥・②⑦ 番出口 徒歩約5分

会場に駐車場のご用意はしておりませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。

